

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2024年6月20日提出
【計算期間】	第2期中（自 2023年9月21日 至 2024年3月20日）
【ファンド名】	ゆたか観光立国日本株式ファンド
【発行者名】	カレラアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣川 雅一
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル12階
【事務連絡者氏名】	秋永 芳郎
【連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル12階
【電話番号】	03-6691-2017
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は、2024年4月30日現在の状況について記載してあります。

（1）【投資状況】

「ゆたか観光立国日本株式ファンド」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	4,882,159,800	91.99
投資証券	日本	242,250,000	4.56
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	182,398,619	3.43
合計(純資産総額)		5,306,808,419	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【運用実績】

①【純資産の推移】

計算期間末 または各月末	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期 (令和5年9月20日)	4,140,656,696	4,140,656,696	1.1327	1.1327
令和5年4月末日	3,051,615,729	—	1.0920	—
令和5年5月末日	3,289,487,736	—	1.0796	—
令和5年6月末日	3,549,460,584	—	1.1272	—
令和5年7月末日	3,844,300,734	—	1.1313	—
令和5年8月末日	4,066,882,017	—	1.1379	—
令和5年9月末日	4,127,617,853	—	1.1084	—
令和5年10月末日	4,085,681,611	—	1.0639	—
令和5年11月末日	4,297,869,523	—	1.0806	—
令和5年12月末日	4,437,102,871	—	1.0917	—
令和6年1月末日	4,719,183,519	—	1.1370	—
令和6年2月末日	5,047,782,635	—	1.1723	—
令和6年3月末日	5,360,048,834	—	1.2152	—
令和6年4月末日	5,306,808,419	—	1.1604	—

②【分配の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期 (令和4年9月21日～令和5年9月20日)	0.0000

③【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期 (令和4年9月21日～令和5年9月20日)	13.3
第2中間計算期間末 (令和5年9月21日～令和6年3月20日)	5.3

(注) 「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。

収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

2【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1期 (令和4年9月21日～ 令和5年9月20日)	3,681,983,833	26,390,716	3,655,593,117
第2中間計算期間末 (令和5年9月21日～ 令和6年3月20日)	836,343,427	120,228,945	4,371,707,599

(注)設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び同規則第57条2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（令和5年9月21日から令和6年3月20日まで）の中間財務諸表について、UHY東京監査法人による監査を受けております。

【ゆたか観光立国日本株式ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第 1 期 (令和 5 年 9 月 20 日現在)	第 2 期中間計算期間末 (令和 6 年 3 月 20 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	173,971,254	248,356,608
株式	3,771,726,650	4,733,227,900
投資証券	219,786,700	259,115,000
未収入金	—	13,424,613
未収配当金	5,952,600	6,606,900
流動資産合計	4,171,437,204	5,260,731,021
資産合計	4,171,437,204	5,260,731,021
負債の部		
流動負債		
未払金	—	967,000
未払解約金	—	7,482,240
未払受託者報酬	669,016	847,174
未払委託者報酬	28,671,705	36,307,609
その他未払費用	1,439,787	1,683,763
流動負債合計	30,780,508	47,287,786
負債合計	30,780,508	47,287,786
純資産の部		
元本等		
元本	3,655,593,117	4,371,707,599
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	485,063,579	841,735,636
（分配準備積立金）	358,122,699	348,034,161
元本等合計	4,140,656,696	5,213,443,235
純資産合計	4,140,656,696	5,213,443,235
負債純資産合計	4,171,437,204	5,260,731,021

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期中間計算期間 自 令和 4 年 9 月 21 日 至 令和 5 年 3 月 20 日	第 2 期中間計算期間 自 令和 5 年 9 月 21 日 至 令和 6 年 3 月 20 日
営業収益		
受取配当金	6,524,528	28,887,293
有価証券売買等損益	△6,302,880	285,296,905
その他収益	514	125,523
営業収益合計	222,162	314,309,721
営業費用		
受託者報酬	372,964	847,174
委託者報酬	15,983,833	36,307,609
その他費用	1,965,789	1,767,721
営業費用合計	18,322,586	38,922,504
営業利益又は営業損失（△）	△18,100,424	275,387,217
経常利益又は経常損失（△）	△18,100,424	275,387,217
中間純利益又は中間純損失（△）	△18,100,424	275,387,217
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△1,703	△1,630,023
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	485,063,579
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,623,072	94,744,048
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,623,072	94,744,048
剰余金減少額又は欠損金増加額	403	15,089,231
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	403	15,089,231
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△6,476,052	841,735,636

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準および評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 収益および費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金又は予想配当金額を計上しております。 (2) 配当株式の計上基準 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額を計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる事項	当ファンドの中間計算期間は、令和５年９月21日から令和６年３月20日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第１期 (令和５年９月20日現在)	第２期中間計算期間末 (令和６年３月20日現在)
1. 期首元本額	1,145,630,803円	3,655,593,117円
期中追加設定元本額	2,536,353,030円	836,343,427円
期中一部解約元本額	26,390,716円	120,228,945円
2. 元本の欠損	－円	－円
3. 当該中間計算期間末日における受益権の総数	3,655,593,117口	4,371,707,599口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第１期中間計算期間 自 令和４年９月21日 至 令和５年３月20日	第２期中間計算期間 自 令和５年９月21日 至 令和６年３月20日
1. その他費用の内訳 信託事務費用 1,965,789円	1. その他費用の内訳 信託事務費用 1,767,721円
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 ー円	A 費用控除後の配当等収益額 ー円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券等損益額 ー円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券等損益額 ー円
C 収益調整金額 ー円	C 収益調整金額 ー円
D 分配準備積立金額 ー円	D 分配準備積立金額 ー円
E 当ファンドの分配対象収益額 ー円	E 当ファンドの分配対象収益額 ー円
F 当ファンドの期末残存口数 2,615,148,449口	F 当ファンドの期末残存口数 4,371,707,599口
G 10,000口当たり収益分配対象額 ー円	G 10,000口当たり収益分配対象額 ー円
H 10,000口当たり分配金額 ー円	H 10,000口当たり分配金額 ー円
I 収益分配金金額 ー円	I 収益分配金金額 ー円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の時価等に関する事項

項目	第１期 (令和５年９月20日現在)	第２期中間計算期間末 (令和６年３月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、 時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2.時価の算定方法	①有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 ②デリバティブ取引 該当事項はありません。 ③上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	①有価証券 同左 ②デリバティブ取引 同左 ③上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
 該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）
 該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
 該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期 (令和5年9月20日現在)	第2期中間計算期間末 (令和6年3月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1327円 (11,327円)	1.1925円 (11,925円)

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

- ① 2024年４月30日現在の資本金の額
１億6,240万円
- ② 会社が発行する株式総数（発行可能株式総数）
1,000株
- ③ 発行済株式総数
790株（普通株式）
- ④ 過去５年間ににおける資本金の増減
該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（投資運用業）で、投資信託委託業務（投資信託の運用、管理）を行っております。

2024年４月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	33本	73,585百万円
合計			33本	73,585百万円

（親投資信託を除く）

（３）【その他】

- ① 定款の変更等
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ② 訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

5【委託会社等の経理状況】

- （1）当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- （2）当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- （3）財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- （4）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度の中間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）の中間財務諸表について、UHY東京監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表等

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		第11期 (令和4年3月31日現在)		第12期 (令和5年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金			663,130		648,595
2 立替金			—		—
3 前払費用			2,511		2,583
4 未収委託者報酬			87,126		80,078
5 未収入金			29,718		30,733
6 未収投資助言報酬			164		141
7 未収還付法人税等			—		—
流動資産合計			782,651		762,132
II 固定資産	※ 1				
1 有形固定資産			4,206		5,069
(1) 器具備品		4,206		5,069	
2 無形固定資産			3,019		2,908
(1) ソフトウェア		3,019		2,908	
3 投資その他の資産			4,300		3,842
(1) 繰延税金資産		4,300		3,842	
固定資産合計			11,526		11,820
資産合計			794,177		773,952

		第11期 (令和4年3月31日現在)		第12期 (令和5年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
I 流動負債					
1 未払金			98,022		99,136
(1) 未払手数料	※ 2	51,334		47,482	
(2) その他未払金		46,687		51,653	
2 未払法人税等			23,599		6,992
3 未払消費税等			7,678		3,064
4 賞与引当金			5,469		4,930
流動負債合計			134,769		114,123
II 固定負債					
1 退職給付引当金			1,090		1,013
固定負債合計			1,090		1,013
負債合計			135,860		115,136
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金			162,400		162,400
2 資本剰余金			162,400		162,400
(1) 資本準備金		162,400		162,400	
3 利益剰余金			333,517		334,016
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		333,517		334,016	
株主資本合計			658,317		658,816
純資産合計			658,317		658,816
負債及び純資産合計			794,177		773,952

(2) 【損益計算書】

		第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)		第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
I 営業収益					
1 委託者報酬			750,039		714,090
2 投資助言報酬			2,009		1,792
営業収益合計			752,048		715,883
II 営業費用					
1 支払手数料	※ 1		486,242		459,189
2 委託計算費			33,784		34,292
3 広告宣伝費					
4 調査費			8,671		11,822
5 営業雑経費			8,866		13,689
(1) 通信費		3,063		3,063	
(2) 協会費		1,305		1,353	
(3) 印刷費		4,497		9,271	
営業費用合計			537,563		518,993
III 一般管理費					
1 給料			100,095		101,360
(1) 役員報酬		12,343		12,348	
(2) 給料・手当		69,828		71,969	
(3) 賞与		5,768		4,559	
(4) 法定福利費		12,155		12,482	
2 旅費交通費			2,387		2,668
3 不動産賃借料			15,681		15,681
4 業務委託費			3,208		3,403
5 賞与引当金繰入			5,469		4,930
6 退職給付引当金繰入			2,326		1,495
7 租税公課			3,953		3,667
8 減価償却費	※ 2		1,995		2,098
9 その他一般管理費			3,853		4,156
一般管理費合計			138,970		139,824
営業利益			75,513		57,065

		第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)		第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
IV 営業外収益					
1 受取利息			0		0
2 雑収入			16		25
3 賞与引当金戻入			—		151
営業外収益合計			16		178
経常利益			75,530		57,244
税引前当期純利益			75,530		57,244
法人税、住民税及び事業税			26,036		18,367
法人税等調整額			△1,699		457
当期純利益			51,193		38,418

（３）【株主資本等変動計算書】

	第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
区分	金額（千円）	金額（千円）
株主資本		
資本金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	—	—
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	—	—
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金合計		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	—	—
当期末残高	162,400	162,400
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	295,753	333,517
当事業年度中の変動額		
当期純利益	51,193	38,418
剰余金の配当	△13,430	△37,920
当事業年度中の変動額合計	37,763	498
当期末残高	333,517	334,016

	第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
区分	金額（千円）	金額（千円）
利益剰余金合計		
当期首残高	295,753	333,517
当事業年度中の変動額		
当期純利益	51,193	38,418
剰余金の配当	△13,430	△37,920
当事業年度中の変動額合計	37,763	498
当期末残高	333,517	334,016
株主資本合計		
当期首残高	620,553	658,317
当事業年度中の変動額		
当期純利益	51,193	38,418
剰余金の配当	△13,430	△37,920
当事業年度中の変動額合計	37,763	498
当期末残高	658,317	658,816
純資産合計		
当期首残高	620,553	658,317
当事業年度中の変動額		
当期純利益	51,193	38,418
剰余金の配当	△13,430	△37,920
当事業年度中の変動額合計	37,763	498
当期末残高	658,317	658,816

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
3 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回から12回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

注記事項

（貸借対照表関係）

第11期 (令和4年3月31日現在)	第12期 (令和5年3月31日現在)
※1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 6,677千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 3,805千円 ※2. 関係会社に対する負債は次の通りであります。 (流動負債) 未払手数料 42,370千円	※1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 6,545千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 2,936千円 ※2. 関係会社に対する負債は次の通りであります。 (流動負債) 未払手数料 37,920千円

（損益計算書関係）

第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
※1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料 403,083千円 ※2. 減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額 1,995千円 有形固定資産減価償却費額 1,010千円 無形固定資産減価償却費額 985千円	※1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料 371,794千円 ※2. 減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額 2,098千円 有形固定資産減価償却費額 1,067千円 無形固定資産減価償却費額 1,031千円

（株主資本等変動計算書関係）

第11期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	—	—	790株
合計	790株	—	—	790株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和3年6月16日 定時株主総会	普通株式	13,430	17,000	令和3年3月31日	令和3年6月17日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和4年6月13 日 定時株主総会	普通株式	37,920	利益剰余金	48,000	令和4年3月31 日	令和4年6月14 日

第12期（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	—	—	790株
合計	790株	—	—	790株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和4年6月13日 定時株主総会	普通株式	37,920	48,000	令和4年3月31日	令和4年6月14日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和5年6月19日 定時株主総会	普通株式	28,440	利益剰余金	36,000	令和5年3月31日	令和5年6月20日

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当期会計期間においては新規の出資による資金調達は行っておりません。また、当期会計期間において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社の営業債権は、契約により決定された委託者報酬等の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

（3）金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社の営業債権は、契約により金額が決定されるため、滞留債権が発生することはほとんどなく、営業債権について信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、投資信託財産の為替変動リスクの回避又は効率的運用を図るため、外国為替の売買予約を行うことができるものとし、その取扱いについては、投資信託約款及び社内規程において定めるところによるものといたします。

③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入れによる資金調達を行っておらず、親会社からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に關して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第11期（令和4年3月31日現在）

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	663,130	663,130	—
（２）未収委託者報酬	87,126	87,126	—
（３）未収投資助言報酬	164	164	—
（４）未収入金	29,718	29,718	—
資産計	780,140	780,140	—
（５）未払金	(98,022)	(98,022)	—
未払手数料	(51,334)	(51,334)	—
その他未払金	(46,687)	(46,687)	—

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外に算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）		
	レベル 1	レベル 2	レベル 3
（１）現金及び預金	—	663,130	—
（２）未収委託者報酬	—	87,126	—
（３）未収投資助言報酬	—	164	—
（４）未収入金	—	29,718	—
資産計		780,140	
（５）未払金	—	(98,022)	—
未払手数料	—	(51,334)	—
その他未払金	—	(46,687)	—

第12期（令和5年3月31日現在）

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	648,595	648,595	—
（２）未収委託者報酬	80,078	80,078	—
（３）未収投資助言報酬	141	141	—
（４）未収入金	30,733	30,733	—
資産計	759,548	759,548	—
（５）未払金	(99,136)	(99,136)	—
未払手数料	(47,482)	(47,482)	—
その他未払金	(51,653)	(51,653)	—

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外に算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）		
	レベル 1	レベル 2	レベル 3
（１）現金及び預金	—	648,595	—
（２）未収委託者報酬	—	80,078	—
（３）未収投資助言報酬	—	141	—
（４）未収入金	—	30,733	—
資産計		759,548	
（５）未払金	—	(99,136)	—
未払手数料	—	(47,482)	—
その他未払金	—	(51,653)	—

（有価証券関係）

第11期（令和4年3月31日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

第12期（令和5年3月31日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

項目	第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
	単位：千円	単位：千円
1 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳	繰延税金資産	繰延税金資産
	貯蔵品 657	貯蔵品 1,105
	賞与引当金 1,674	賞与引当金 1,509
	未払金 201	未払金 201
	未払事業税 1,432	未払事業税 710
	退職給付引当金 334	退職給付引当金 310
	一括償却資産	一括償却資産
	合計 4,300	前払い費用 4
	評価性引当額 —	合計 3,842
	繰延税金資産合計 4,300	評価性引当額 —
		繰延税金資産合計 3,842

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
	(調整)		(調整)	
	寄付金等永久に損金算入されない項目	0.52%	寄付金等永久に損金算入されない項目	0.93%
	役員賞与等永久に損金算入されない項目	0.82%	役員賞与等永久に損金算入されない項目	0.62%
	住民税均等割額	0.38%	住民税均等割額	0.51%
	その他	△0.12%	その他	△0.21%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.22%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.89%

(セグメント情報等)

セグメント情報

第11期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第11期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	21,513	投資運用業
スイス株式ファンド	12,131	投資運用業
カレラ Jリートファンド	110,193	投資運用業
メキシコ株式ファンド	9,541	投資運用業
オランダ株式ファンド	30,977	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	6,702	投資運用業
ロシア株式ファンド	8,823	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	19,087	投資運用業
イタリア株式ファンド	11,491	投資運用業

フランス株式ファンド	15,983	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	60,593	投資運用業
3つの財布 欧州銀行株式ファンド （毎月分配型）	53,643	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファ ンド	4,892	投資運用業
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド （毎月分配型）	58,694	投資運用業
3つの財布 米国銀行株式ファンド （毎月分配型）	97,994	投資運用業
テキサス州株式ファンド	16,611	投資運用業
フィリピン株式ファンド	2,716	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	4,989	投資運用業
オーストラリアリートファンド	36,364	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	11,926	投資運用業
中欧株式ファンド	7,222	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	31,821	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	8,097	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	37,260	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	9,438	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	24,064	投資運用業
ブラジル株式ファンド	20,358	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	14,602	投資運用業
カレラB E V関連株ファンド	2,297	投資運用業

セグメント情報

第12期（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第12期（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	19,410	投資運用業
スイス株式ファンド	10,995	投資運用業
カレラ Jリートファンド	98,336	投資運用業
メキシコ株式ファンド	9,677	投資運用業
オランダ株式ファンド	23,999	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	9,932	投資運用業
ロシア株式ファンド	2,896	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	15,601	投資運用業
イタリア株式ファンド	8,903	投資運用業
フランス株式ファンド	13,886	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	46,006	投資運用業
3つの財布 欧州銀行株式ファンド （毎月分配型）	43,756	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	3,995	投資運用業
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド （毎月分配型）	44,207	投資運用業
3つの財布 米国銀行株式ファンド （毎月分配型）	86,866	投資運用業
テキサス州株式ファンド	14,953	投資運用業

フィリピン株式ファンド	2,796	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	3,745	投資運用業
オーストラリアリートファンド	32,420	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	9,948	投資運用業
中欧株式ファンド	5,772	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	29,728	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	6,050	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	32,131	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	6,228	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	21,710	投資運用業
ブラジル株式ファンド	11,328	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	25,272	投資運用業
カレラ B E V 関連株ファンド	34,497	投資運用業
カレラ成長日本列島株式ファンド	15,041	投資運用業
ゆたか観光立国日本株式ファンド	15,737	投資運用業
インド株式ファンド	8,254	投資運用業

(関連当事者との取引)

第11期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県 名古屋市	2,280	金融商品 取引業者	50.6	あり	投資信託 の販売等	証券代行	403,083	未払手数料	42,370

(注) 1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第12期（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県 名古屋市	2,280	金融商品 取引業者	50.6	あり	投資信託 の販売等	証券代行	371,794	未払手数料	37,920

(注) 1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第11期 (自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日)	第12期 (自 令和４年４月１日 至 令和５年３月31日)
１株当たり純資産額	833,313円10銭	833,944円56銭
１株当たり当期純利益	64,802円19銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	48,631円46銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注） １株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	第11期 (自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日)	第12期 (自 令和４年４月１日 至 令和５年３月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	658,317	658,816
普通株式以外に帰属する純資産合計額（千円）	—	—
普通株式に係る当事業年度末の純資産額(千円)	658,317	658,816
普通株式の当事業年度末株式数(株)	790	790

（注） １株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	第11期 (自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日)	第12期 (自 令和４年４月１日 至 令和５年３月31日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	51,193	38,418
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	51,193	38,418
普通株式の当期中平均株式数(株)	790	790

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表等

1 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (令和5年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金及び預金			656,509
2 前払費用			1,557
3 未収委託者報酬			91,700
4 未収投資助言報酬			144
5 未収入金			27,524
流動資産合計			777,435
II 固定資産	※ 1		
1 有形固定資産			4,442
(1) 器具備品		4,442	
2 無形固定資産			2,323
(1) ソフトウェア		2,323	
3 投資その他の資産			3,929
(1) 繰延税金資産		3,929	
固定資産合計			10,695
資産合計			788,130

		当中間会計期間末 (令和5年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
I 流動負債			
1 未払金			96,923
(1) 未払手数料	※ 2	56,165	
(2) その他未払金		40,758	
2 未払法人税等			16,815
3 未払消費税等			6,266
4 賞与引当金			5,140
流動負債合計			125,145
II 固定負債			
1 退職給付引当金			884
固定負債合計			884
負債合計			126,030
(純資産の部)			
I 株主資本			
1 資本金			162,400
2 資本剰余金			162,400
(1) 資本準備金		162,400	
3 利益剰余金			337,300
(1) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		337,300	
株主資本合計			662,100
純資産合計			662,100
負債及び純資産合計			788,130

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
I 営業収益			
1 委託者報酬			398,547
2 投資助言報酬	※ 1		876
営業収益合計			399,423
II 営業費用			
1 支払手数料	※ 2		256,132
2 委託計算費			17,957
3 調査費			6,209
4 営業雑経費			4,526
(1) 通信費		1,459	
(2) 協会費		876	
(3) 印刷費		2,190	
営業費用合計			284,826
III 一般管理費			
1 給料			48,003
(1) 役員報酬		6,314	
(2) 給料・手当		35,415	
(3) 法定福利費		6,272	
2 旅費交通費			1,352
3 不動産賃借料			7,840
4 業務委託費			831
5 賞与引当繰入			5,140
6 退職給付引当金繰入			520
7 租税公課			2,105
8 減価償却費	※ 3		1,211
9 その他一般管理費			1,198
一般管理費合計			68,203
営業利益			46,393

		当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
IV 営業外収益			
1 受取利息			0
2 雑収入			50
営業外収益合計			50
経常利益			46,443
税引前中間純利益			46,443
法人税、住民税及び事業税			14,806
法人税等調整額			-87
中間純利益			31,724

(3) 中間株主資本等変動計算書

	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
区分	金額（千円）
株主資本	
資本金	
当期首残高	162,400
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間の変動額合計	-
当中間会計期間末残高	162,400
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	162,400
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間の変動額合計	-
当中間会計期間末残高	162,400
資本剰余金合計	
当期首残高	162,400
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間の変動額合計	-
当中間会計期間末残高	162,400
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	334,016
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	31,724
剰余金の配当	-28,440
当中間会計期間の変動額合計	3,284
当中間会計期間末残高	337,300

	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
区分	金額（千円）
利益剰余金合計	
当期首残高	334,016
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	31,724
剰余金の配当	-28,440
剰余金の配当中間会計期間の変動額合計	3,284
当中間会計期間末残高	337,300
株主資本合計	
当期首残高	658,816
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	31,724
剰余金の配当	-28,440
当中間会計期間の変動額合計	3,284
当中間会計期間末残高	662,100
純資産合計	
当期首残高	658,816
当中間会計期間純利益	31,724
剰余金の配当	-28,440
当中間会計期間の変動額合計	3,284
当中間会計期間末残高	662,100

重要な会計方針

項目	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
3 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回から12回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	
※1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
有形固定資産の減価償却累計額	
器具備品	5,219千円
無形固定資産の減価償却累計額	
ソフトウェア	3,521千円
※2. 関係会社に対する負債は次の通りであります。	
(流動負債)	
未払手数料	44,964千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
※1. 営業収益の投資助言報酬は、平成27年6月15日に業務の種別に係る変更登録につき、投資助言・代理業の追加を行い計上するものであります。	
※2. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。	
支払手数料	194,618千円
※3. 減価償却費の内容は次の通りであります。	
減価償却費額	1,211千円
有形固定資産減価償却費額	627千円
無形固定資産減価償却費額	584千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	—	—	790株
合計	790株	—	—	790株

2. 配当に関する事項 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和5年6月19日 定時株主総会	普通株式	28,440	36,000	令和5年 3月31日	令和5年6月19 日

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

当中間会計期間末(令和5年9月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	656,509	656,509	—
（2）未収委託者報酬	91,700	91,700	—
（3）未収投資助言報酬	144	144	—
（4）未収入金	27,524	27,524	—
資産計	775,878	775,878	—
（5）未払金	(96,923)	(96,923)	—
未払手数料	(56,165)	(56,165)	—
その他未払金	(40,758)	(40,758)	—
負債計	(96,923)	(96,923)	—

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収投資助言報酬、（4）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

（5）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2023年9月30日）

区分	時価（千円）		
	レベル1	レベル2	レベル3
（1）現金及び預金	—	656,509	—
（2）未収委託者報酬	—	91,700	—
（3）未収投資助言報酬	—	144	—
（4）未収入金	—	27,524	—
資産計		775,878	
（5）未払金	—	(96,923)	—
未払手数料	—	(56,165)	—
その他未払金	—	(40,758)	—

（有価証券関係）

当中間会計期間末(令和5年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

項目	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
1 繰延税金資産の発生の原因別の内訳	単位：千円
	繰延税金資産
	貯蔵品 899
	賞与引当金 1,573
	未払金 33
	未払事業税 1,149
	退職給付引当金 270
	前払費用 2
	合計 3,929
	評価性引当額 0
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	合計 3,929
	繰延税金資産合計 3,929
	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

1. サービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	9,300	投資運用業
スイス株式ファンド	5,658	投資運用業
カレラ Jリートファンド	47,854	投資運用業
メキシコ株式ファンド	6,058	投資運用業
オランダ株式ファンド	12,635	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	1,898	投資運用業
ロシア株式ファンド	183	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	8,370	投資運用業
イタリア株式ファンド	5,516	投資運用業
フランス株式ファンド	7,972	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	20,930	投資運用業
3つの財布 欧州銀行株式ファンド （毎月分配型）	21,924	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	2,576	投資運用業
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド （毎月分配型）	20,019	投資運用業
3つの財布 米国銀行株式ファンド （毎月分配型）	32,622	投資運用業
テキサス州株式ファンド	7,289	投資運用業
フィリピン株式ファンド	2,339	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	2,867	投資運用業
オーストラリアリートファンド	14,733	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	4,902	投資運用業
中欧株式ファンド	4,576	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	13,716	投資運用業

カレラ改日本株式ファンド	3,275	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	18,756	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	2,653	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	10,199	投資運用業
ブラジル株式ファンド	4,594	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	12,170	投資運用業
カレラB E V関連株ファンド	19,892	投資運用業
カレラ成長日本列島株式ファンド	14,552	投資運用業
ゆたか観光立国日本株式ファンド	26,378	投資運用業
インド株式ファンド	21,168	投資運用業
グローバル食料株ファンド	10,959	投資運用業

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
1株当たり純資産額	838,101円80銭
1株当たり当中間会計期間純利益	40,157円23銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当中間会計期間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当中間会計期間純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	662,100
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	—
普通株式に係る当中間会計期間末の純資産額(千円)	662,100
普通株式の当中間会計期間末株式数(株)	790

(注) 1株当たり当中間会計期間純利益及び当中間会計期間純損失の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
中間損益計算書上の当中間会計期間純利益(千円)	31,724
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	—
普通株式に係る当中間会計期間純利益(千円)	31,724
普通株式の当中間会計期間中平均株式数(株)	790

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和5年6月5日

カレラアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

若槻 明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の令和5年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注1) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。
- (注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

令和6年5月27日

カレラアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区

指定社員 公認会計士 若槻 明
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゆたか観光立国日本株式ファンドの令和5年9月21日から令和6年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゆたか観光立国日本株式ファンドの令和6年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和5年9月21日から令和6年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判

断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚位表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

令和5年11月13日

カレラアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区
指定社員 公認会計士 若槻 明
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の令和5年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。